

令和3年(ネ)第165号損害賠償請求控訴事件

直送済

控訴人兼被控訴人(第1審原告) 佐藤敏彦 外1271名

控訴人(第1審原告) 酒井美幸 外29名

被控訴人(第1審原告) 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

### 控訴答弁書(1)

(「控訴理由書(責任論②)」について)

令和4年3月14日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(第1審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

訴訟代理人弁護士

柳田 一 宏



同

滝 充 人



同

奥田 洋 平



同

関 卓 人



同

谷内 麻里 亜



同

宮 下

敬



同

棚 村

友



同

田 中

秀



同

青 木

翔太郎



同

石 神

脩



訴訟復代理人弁護士

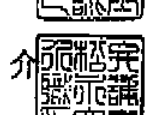
大 胡



同

松 永

大



## 目次

控訴の趣旨に対する答弁 .....	1
一審原告ら控訴理由書（責任論②）に対する一審被告東電の反論 .....	1
第1 民法709条と原賠法3条1項との関係（一審原告ら控訴理由書（責任論②）3～4頁及び6～10頁に対する反論） .....	1
1 一審原告らの主張の概要 .....	1
2 一審被告東電の反論 .....	2
第2 慰謝料増額事由の考え方（一審原告ら控訴理由書（責任論②）11～30頁に対する反論） .....	5
1 一審原告らの主張の概要 .....	5
2 一審被告東電の反論 .....	6
第3 本件の具体的な事情に照らしても、一審被告東電に慰謝料増額事由が認められることはない（一審原告ら控訴理由書（責任論②）28～60頁に対する反論） .....	9
1 一審被告東電の主張の概要 .....	10
2 一審被告東電に故意又は重過失はない .....	10
3 万一、一審被告東電に何らかの重過失が認められるとしても、一審原告らにおいてこれを基礎づける具体的な根拠事実を認識できたとの立証がなされていない .....	31
4 本件事故後の一審被告東電の態度に関し、慰謝料を増額するに値する程度の「不誠実な態度」が認められることもない .....	32

### 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 一審被告東京電力ホールディングス株式会社に対する本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は一審原告らの負担とする

との判決を求める。

### 一審原告ら控訴理由書（責任論②）に対する一審被告東電の反論<sup>1</sup>

#### 第1 民法709条と原賠法3条1項との関係（一審原告ら控訴理由書（責任論②） 3～4頁及び6～10頁に対する反論）

##### 1 一審原告らの主張の概要

控訴人兼被控訴人佐藤敏彦ら（以下「一審原告ら」という。）は、その令和3年11月30日付け控訴理由書（責任論②）（以下、「一審原告ら控訴理由書（責任論②）」という。）3～4頁において、概要、以下のとおり述べて、民法709条の適用が排除されるべきではない、と主張する。

- ① 「原賠法が、原子力事業者にのみ無過失責任を負わせ、過失ある第三者への求償を認めず、被害弁償について政府援助を行う制度を定めたのは、被害者保護を遺漏なく実現するためであって、被害者の請求を制限する趣旨とは考え難い。
- ② 「原賠法が、原子力事故によって極めて甚大深刻な被害を負う被害者の保護を図るために定められていることからすれば、民法上の不法行為責任と原賠法上の無過失責任とは併存すると解し、いずれの請求権

---

<sup>1</sup> 一審原告らの令和3年11月30日付け控訴理由書（責任論①）は、被控訴人兼控訴人国に対する主張であるため、本控訴答弁書においては反論を行わない。

を行使するかは被害者の選択に委ねられると解することこそ、原子力事故被害者の保護に資するというべきで、原賠法の趣旨にかなう解釈である」。

## 2 一審被告東電の反論

以下に述べるとおり、一審原告らの上記主張はいずれも理由がなく、本件において民法709条は適用されない。

### (1) 原賠法の趣旨及び目的に鑑みれば、原賠法3条1項が適用される場合には、民法709条の適用は排除される

ア 原賠法は、責任集中の原則を採用し、原子力事業者において同法3条に基づく賠償責任が認められる場合においては、原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わず（同法4条1項）、原子炉等の欠陥が原子力損害の発生に寄与した場合であっても製造物責任法は適用されず（同法4条3項）、また、原子力損害の発生について有責な第三者への求償は、当該第三者に故意がある場合に限られている（同法5条1項）。原賠法がこのような責任集中の原則を定めた趣旨は、(i) 原子力損害に対する責任を原子力事業者に集中させることで、設計者や請負業者、部品供給者等の第三者が損害賠償責任又は求償責任を負うことを可及的に回避し、原子力事業の健全な発達を促進することに加え、(ii) 上記第三者が賠償責任又は求償責任を負う場合には、当該第三者が賠償責任保険契約を締結することを余儀なくされるところ、これによって保険の引受能力が細分化し、被害者保護が全うできなくなるおそれを回避する、といった点にあると解される（乙C65・17～18頁及び乙C66・32頁。原

判決384頁も同旨<sup>2)</sup>。

イ また、原賠法は、原子力事業者の無限責任を規定しつつ（同法3条1項本文）、「第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額」が、原子力事業者が講じた損害賠償措置額（同法6条、7条）を超えた場合には、政府が原子力事業者の損害賠償のために必要な援助をすることを定めている（同法16条1項）。原賠法がこれらの規定を定めた趣旨は、国の財政能力と被害者救済の均衡を取りつつ、原子力事業者の無過失責任を実現する点にあったと解される（乙C66・35頁、乙C67・13～14頁）<sup>3)</sup>。

ウ 上記の定めにもかかわらず、原子力損害について民法709条を根拠に原子力事業者の責任が肯定されるとすれば、当該原子力損害について責任を有する原子力事業者以外の第三者についても、民法709条に基づく損害賠償責任や、原子力事業者に対する求償責任を負うことになりかねず、責任集中の原則を定めた趣旨が損なわれ、原子力事業の健全な発達が阻害される。加えて、民法709条を根拠とする損害賠償額は、「第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額」ではないことから、上記「イ」の政府による必要な援助がなされないことになり、被害者保護に資さないことは当然のこと、原子力事業者においても、自ら講じた損害賠償措置額（同法6条、7条）を超えた予測不能な賠償等の負担を負うことになりかねず、原子力事業者において事前に自らが負担すべき賠償額を合理的な範囲で予測できなければ、原子力事業の健全な

---

<sup>2)</sup> 横浜地判平成31年2月20日Westlaw Japan文献番号2019WLJPCA02209004も同旨。

<sup>3)</sup> 前掲注2) 横浜地判も同旨。

発達が阻害される。

そうであるからこそ、原賠法は、「原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本制度」（同法1条）を定めることにより、民法709条の適用を排除しているのである。

## (2) 行政解釈においても民法709条の適用が排除されると解されている

科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」（乙C1）において、「第二章（一審被告東電注：原賠法3条～5条）は、民法の損害賠償に関する規定の特例でもある。……第709条（不法行為の要件）、第715条（使用者の責任）、第716条（注文者の責任）及び第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）が本章（一審被告東電注：原賠法3条～5条）の規定によって排除される」（同52頁。なお、下線部は一審被告東電による。）と明記されており、行政解釈として、原子力損害について民法709条の適用は排除される旨が明らかにされている。

## (3) 原子力損害について民法709条を適用する裁判例は皆無である

上記「(2)」の行政解釈のみならず、司法においても、原子力損害について民法709条の適用を排除するとの判断が広く示されている。

すなわち、本件事故に関する集団訴訟においては、複数の裁判所において多数の判決が下されているが、民法709条の適用を認めた判決は皆無である<sup>4</sup>。

また、本件事故とは関係のない複数の裁判例においても、原子力損害に

---

<sup>4</sup> 例えば、高松高判令和3年9月29日令和元年（ネ）第164号等（判例集、データベース等未搭載）、東京高判令和3年1月21日Westlaw Japan文献番号2021WLJPCA01219010、東京高判令和3年2月19日平成29年（ネ）第5558号等（判例集、データベース等未搭載）、仙台高判令和2年3月12日判時2467号27頁においても、民法709条の適用は排除されている。

ついて民法709条の適用は排除されている。

例えば、(i) 水戸地判平成20年2月27日判例時報2003号67頁においては、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、……民法の損害賠償責任に関する特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する適用は排除され、その類推適用の余地もない」とされており（控訴審である東京高判平成21年5月14日判時2066号54頁においても、当該判断は維持されている。）、また、(ii) 東京地判平成16年9月27日判時1876号34頁においても、「原告が被告の「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はな」とされている（控訴審である東京高判平成17年9月21日判時1914号95頁においても、当該判断は維持されている。）。

#### (4) 小括

以上のとおり、原賠法の趣旨に鑑みれば、原賠法3条1項が適用される場合には民法709条の適用は排除される。このことは、行政解釈や裁判例においても広く認められており、一審原告らの主張が認められる余地はない。

## 第2 慰謝料増額事由の考え方（一審原告ら控訴理由書（責任論②）11～30頁に対する反論）

### 1 一審原告らの主張の概要

一審原告らは、慰謝料増額事由の考え方について、概要、以下のとおり主張



する。

- ① 被害者の精神的苦痛を強めると考えられる事由があれば、慰謝料の増額を否定する理由はなく（2005年版損害賠償額算定基準下巻51頁）、「軽微とはいえない程度」の過失でも慰謝料の増額は認められるべきである（一審原告ら控訴理由書（責任論②）11頁、29頁）。
- ② 2005年版損害賠償算定基準下巻52頁では、「加害者の過失の重大さ、事故態様の悪質さは被害者の精神的損害を高めるといえますから、それらが増額事由になることは明らかです。」として、「過失の重大さ」に加えて、「事故態様の悪質さ」も慰謝料増額事由に該当するとしているため、事故態様が悪質な場合にも慰謝料増額が認められるべきである（一審原告ら控訴理由書（責任論②）11頁、30頁）。
- ③ 2005年版損害賠償算定基準下巻47～53頁及び2021年版損害賠償額算定基準上巻223頁では、「加害者の不誠実な態度」も慰謝料増額事由になる（一審原告ら控訴理由書（責任論②）30頁）。
- ④ 原賠法が「被害者の保護」を目的としつつ「原子力事業の健全な発達」を目的としていること（一審原告ら控訴理由書（責任論②）6～13頁）に照らせば、再発防止の観点から、損害額の算定において制裁的加算もなされてしかるべきである（一審原告ら控訴理由書（責任論②）12頁、30頁、44頁）。

## 2 一審被告東電の反論

以下に述べるとおり、一審原告らの上記主張にはいずれも理由がない。

- (1) 原賠法の下では、原子力事業者の主観的事情は慰謝料額の算定において考慮されない

原賠法は、被害者保護のみならず、原子力事業の健全な発展も目的とするものである（同法1条）。

すなわち、原賠法の制度は、(i) 原子力損害の被害者が、実質的に資力の制限を受けない原子力事業者のみを相手方とし、原子力事故の内容や原子力事業者の主観的事情につき主張立証の負担を課さないことで、迅速かつ適切に賠償を得ることができるようにして、被害者の保護を図り、その一方で、(ii) 原子力損害の賠償額が早期に確定されることにより、原子力事業者に予測不能な賠償等の負担を生じさせないようにして、原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、原子力事業の健全な発達を促進させることをその趣旨としている。

このような原賠法の規定内容や趣旨に照らすと、そもそも、原賠法は、原子力事業者の主観を問うことを想定していない（以上につき、本件事故に関する東京地判令和2年10月9日平成26年（ワ）第5697号等（判例集・データベース等未搭載）（乙C68）779～781頁参照<sup>5</sup>）。

**(2) 仮に原子力事業者の主観的事情を慰謝料算定に当たって考慮できるとしても、極めて限定的な場合である**

上記「(1)」のとおり、原子力事業者の主観的事情は、慰謝料額の算定に当たり考慮できない。つまり、原子力事業者の主観的事情については、既に無過失責任の中で評価されており、それとは別に慰謝料の増額を認める必要はないことが大原則である。

それにもかかわらず、仮に無過失賠償責任制度の下においても、例外的

---

<sup>5</sup> 同判決は、「原賠法3条1項の規定内容及びその趣旨に照らすと、被告東電が当該規定により負うこととなる損害賠償責任は、生命又は身体に対する損害を伴わない精神的損害に関し、原子力事業者の故意又は重過失（それらを基礎づける事柄を含む。）が認められることによって加重されるものではなく、当該故意及び重過失（それらを基礎づける事柄を含む。）の存在・内容は、いずれも慰謝料の増額事由とはならない」と結論付けている。

に、賠償責任者側の主観的事情を慰謝料額の算定に当たって考慮するというのであれば、当該主観的事情が、具体的な被侵害利益との関係において、精神的苦痛の大きさに有意な影響を及ぼしたといえることが不可欠である。具体的に言えば、原子力事業者の主観的事情を精神的損害の金銭評価において考慮するというのであれば、単に過失があったというのみでは不十分であり、(i) 一審被告東電に故意又は故意と同視できる重過失があることに加え、(ii) 一審原告らが当該故意又は重過失を基礎づける具体的な根拠事実を認識可能であって、当該認識により一審原告らの精神的苦痛に有意な影響が生じたことが具体的に主張立証されない限り、原子力事業者の主観的事情を考慮することは許されない。

(3) 一審原告らの主張は、日本法上認められていない懲罰的損害賠償を求めるものである

ア 日本法上、不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、その被害を回復させることを目的とするものであり、加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない<sup>6</sup>。

イ 一審原告らは、「再発防止の観点からも、加害者の責任加重事由として損害算定における増額が認められるべき」（一審原告ら控訴理由書（責任論②）11頁）、「損害算定において制裁的加算をすべき」（一審原告ら控訴理由書（責任論②）12頁）、「再発防止の観点から、損害額の算定において制裁的加算もなされるべきである」と主張するが

---

<sup>6</sup> 潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法【第4版】』（2021年、新世社）75～76頁、最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁（萬世工業事件）。

(一審原告ら控訴理由書(責任論②)30頁)、これは、まさに、多額の賠償による加害者に対する制裁や一般予防を目的とするものであり、日本法上許されない「懲罰的損害賠償」を求めるものである。

ウ 本件事故に関する同種の裁判例においても、「不法行為に基づく損害賠償請求のみならず、その特則である原賠法3条1項に基づく損害賠償請求においても、懲罰的損害賠償を求めることは許されず、この理は、加害者の過失の程度によって左右されるものではない」と判示されている<sup>7</sup>。

**(4) 一審原告らが主張するところの「加害者の不誠実な態度」は、慰謝料増額事由とはならない**

一審原告らが主張する「加害者の不誠実な態度」は、本件事故後における事情に過ぎず、本件における原因行為(本件事故)それ自体と全く関係しない(なお、そもそも一審被告東電において「不誠実な態度」がないことについては、後記「第3・4」のとおりである。)。したがって、本件事故に基づき発生した慰謝料の増額事由となることは論理的にあり得ない。

万一、このような、本件事故後における加害者の態度によって慰謝料を増額させることが許容されるということになれば、それは新たに当該「態度」自体を別個の不法行為(加害行為)として認定することにほかならないが、本件においてそのような事情はない。

**第3 本件の具体的な事情に照らしても、一審被告東電に慰謝料増額事由が認められ**

---

<sup>7</sup> 東京地判平成31年3月27日Westlaw Japan文献番号2019WLJPCA03278057)。

ることはない（一審原告ら控訴理由書（責任論②）28～60頁に対する反論）

## 1 一審被告東電の主張の概要

「2」以下で詳述するとおり、(i) 本件事故に関し、一審被告東電に故意又は重過失はなく、(ii) 故意又は重過失の有無の判断に当たっては、科学的・技術的・専門的な観点から多角的な検討を要するところ、一審原告らが一審被告東電の故意又は重過失を基礎づける具体的な根拠事実を認識可能であるとは言えず、当該認識が一審原告らの精神的苦痛に有意な影響を生じさせたこともない。さらに、(iii) 一審被告東電は、一審原告らが主張するような「不誠実な態度」をとっていない。

したがって、本件の具体的な事情に照らしても、一審被告東電に慰謝料増額事由が認められることはない。

## 2 一審被告東電に故意又は重過失はない

本件事故に関し、一審被告東電に故意又は重過失はない。以下では、一審被告東電に重過失がないことにつき詳述する。

### (1) 基本的な考え方

ア 民法上、「重過失」（あるいは「重大な過失」）とは、「高度に注意を欠くことであって、故意に近いものとして（故意の証明ができないときに、重過失の認定がなされることが多い）、故意に準じて扱われる」ものであるところ<sup>8</sup>、故意と同視し得る程度の過失、言い換えれば、わずかな注意さえあればたやすく結果を予見できるのに漫然とこれを見過

---

<sup>8</sup> 奥田昌道『現代法学全集18Ⅰ債権総論（上）』（筑摩書房、1982年）125～126頁注2。

ごす場合において、「重過失」が認定される。

そして、法律上求められる結果回避のための措置を講ずる義務の有無や内容については、予見可能性を基礎付ける科学的知見の成熟度や信頼度の程度によって大きく左右される<sup>9</sup>。具体的には、特定の知見に基づき損害発生の危険が具体性及び切迫性をもって予見されているような場合には、そうした危険を阻止するための具体的かつ即効性のある対応が求められ、それを怠ったときには適切な措置を講じなかったとされる。これに対し、予見可能性の程度がそこまで具体的ではなく、「理論的には否定できない」といった抽象的なものに留まる場合には、それに対していかなる措置を講じるかもある程度行為者の裁量に委ねられる。

イ このことは、本件原発を運用・管理する一審被告東電にもあてはまる。つまり、原子力発電所は、いざ原子力災害が発生すれば、本件事故のように極めて重大な影響を生じさせるものとなる一方、そのような重大な影響を与えうる要因は様々考えられる（大規模な自然災害のみならず、テロリズムや犯罪行為など）。その中で、いかなる要因に対しても、当該要因が発生する可能性が少しでもあれば、その要因から原子力災害を生じさせるリスクを生じさせないための完全な措置をとらなければ過失（あるいは重過失）がある、ということにはならない。

ウ この点、本件事故に関する名古屋地裁判決<sup>10</sup>では、「予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべき

---

<sup>9</sup> 森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1996年）191頁。

<sup>10</sup> 名古屋地判令和元年8月2日Westlaw Japan文献番号2019WLJPCA08029001

である。すなわち、精度及び確度の高い知見に基づいた試算が出された場合には、直ちに結果回避措置を採ることを法的に義務付けることができる一方で、規制行政庁や原子力事業者が投資できる資金や人材等は有限である以上、精度及び確度のそれほど高くない知見に基づく試算しか得られない場合には、直ちに結果回避措置を法的に義務付けることはできず、今後の結果回避措置の内容、時期等については、規制行政庁の専門的判断に委ねられるというべきである。」と、上記の考え方と同様の判断を下している。

エ 以上を踏まえ、以下では、(i) 本件事故を発生させるような津波を予見できたか（予見可能性の程度）、及び、(ii) 一審被告東電の本件原発に関する津波対策が、本件事故前の客観的状況の下において不合理といえるか（結果回避措置の内容・程度）につき、当時の科学的知見を基に述べる。

## (2) 予見可能性について

### ア 一審原告らの主張

一審原告らは、本件事故に関する一審被告東電の予見可能性について、概要、以下のように述べる（一審原告ら控訴理由書（責任論②）31～32頁）。

- ① 一審被告東電は、2002（平成14）年に公表された「長期評価」に基づく「津波評価技術」の推計手法を用いて想定される津波を予見すべきであったのに、これを怠った。
- ② 一審被告東電は、2008（平成20）年のいわゆる「2008年推計」に基づいて敷地高さを超える津波（O. P. +15.7

mの津波)を予見した(それにもかかわらず、回避措置を講じなかった)。

- ③ 一審被告東電は、2010(平成22)年12月時点において、「長期評価」の津波地震の想定についての検討を依頼した土木学会津波評価部会においても福島県沖の日本海溝寄りに津波地震を想定すべきであることが確認され、敷地高さを超える津波を予見した(それにもかかわらず、回避措置を講じなかった)。

#### イ 本件事故を発生させるような津波の予見可能性(予見可能性の程度)

##### (7) 本件事故時点の科学的知見

- a 本件事故時点における地震学に関する科学的知見(比較沈み込み学及びアスぺリティ・モデル)からすれば、本件事故時点において、本件事故をもたらすような津波地震は発生しないと考えられていた。

##### (a) 比較沈み込み学に基づく検討

本件事故当時の比較沈み込み学<sup>11</sup>の通説的見解では、プレートの年齢が若いほどプレートの固着が強くて巨大地震が起りやすく、古いほど固着が弱くて巨大地震が起りにくいと考えられていた。例えば、チリ沖やアラスカ沖などは若いプレートが沈み込んでいるため、陸のプレートとの固着が強い分、大規模地震が発生しやすいのに対し、マリアナ海溝などは古いプレートが沈み込んでいるため、固着が弱い分、大規模地震は発生しにくいと考えられていた。

本件事故当時、三陸沖から福島県沖までを含む日本海溝寄り領域は、マリアナ海溝型の沈み込み帯に近いと考えられており、沈み込

---

<sup>11</sup> 様々なプレート沈み込み帯を比較することにより、沈み込み帯における地震の特徴を抽出しようとする考え方(丙B23・7頁)。



んでいる海側プレートの年代に照らしても、本件地震と同規模のマグニチュード9クラスの巨大地震は発生しない（最大でもマグニチュード9クラスの約30分の1のエネルギーであるマグニチュード8前半）と考えられていた。（以上、丙B23・6～7頁）

(b) アスぺリティ・モデルに基づく検討

1980年代には、アスぺリティ（「プレート境界や活断層などの断層面上で、通常は強く固着していて、ある時に急激にずれて（すべて）地震波を出す領域のうち、周囲に比べて特にすべり量が大きい領域」（乙A197）<sup>12)</sup>）が大きい場所では本件地震と同規模のマグニチュード9となるような巨大地震が発生しやすく、逆にそうしたアスぺリティが小さい場所では、普段から滑らかにすべて歪みが蓄積されていないため大規模地震は起こりにくいという「アスぺリティ・モデル」の考え方が提唱され、本件事故当時において、科学的知見として広く受け入れられていた。

そして、東北地方太平洋沖には、マグニチュード9クラスの巨大地震を発生させるようなアスぺリティは確認されていなかった。すなわち、三陸沖から宮城県沖にかけては、マグニチュード7.5以上の地震を発生させるアスぺリティまでは確認されていたものの、福島県沖には、マグニチュード8クラスの地震を起こすアスぺリティが存在することを示す根拠は全くなかった。（以上、丙B23・9～12頁、丙B7）

(c) 上記(a)及び(b)のとおり、福島県沖の日本海溝沿いに関していえば、マグニチュード8クラスの地震すら発生しないと考えるのが自然な状態にあった（丙B23・12頁）。

---

<sup>12)</sup> [https://www.jishin.go.jp/resource/terms/lm\\_asperity/](https://www.jishin.go.jp/resource/terms/lm_asperity/)

(d) そもそも、本件事故の原因となった本件地震は、あくまで北寄りの三陸沖で最初の巨大地震が発生し、それに連動して沖合の海溝沿いで津波地震が発生し、その岩石破壊があまりに大きすぎたためにより南方の福島県沖海溝沿いにまで伝播したというものであり、一審原告らが依拠する「長期評価」(上記主張①及び③)の予測やこれを前提とする2008年推計(上記主張②)が想定したような津波地震が福島県沖で発生したものではない(乙A157・69頁、丙B101の1・82頁)。

また、その規模も「長期評価」が予測した内容とは全く異なり、地震調査研究推進本部も本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」(丙A23)において、「今回の地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

b 一方、一審原告らが依拠する「長期評価」(上記主張①及び③)は、以下のとおり、種々の異論や信頼性への疑義が示されており、原子力事業者がこれに基づいた津波対策措置を講じる義務を負う程度に信用性のある見解ではない<sup>13</sup>。

(a) 「長期評価」は、あくまで国民の防災意識を促すという専ら防災

---

<sup>13</sup> 本件事故に関する同種の裁判例(千葉地判平成29年9月22日、千葉地判平成31年3月14日、名古屋地判令和元年8月2日、山形地判令和元年12月17日、福岡地判令和2年6月24日、東京高判令和3年1月21日、新潟地判令和3年6月2日等)においても、同様に、「長期評価」の予測には種々の異論や信頼性への疑義が示されており、これをもって一審被告東電の予見可能性を基礎づけるものではないとの判断がなされている。

行政上の見地から、仮定に仮定を重ねて作成されたものに過ぎず、長期評価を作成した地震調査研究推進本部すらも、「長期評価の見解」<sup>14</sup>のうち、「三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）」信頼度について、発生領域と発生確率のいずれも「C」（「やや低い」。なお、A～Dの4段階評価中の下から2番目の信頼度を意味する）との自己評価を下している（乙A8・8頁）。

- (b) 地震調査研究推進本部が最終的に作成した「全国地震活動予測地図」においても当該地図作成の基礎資料としては採用されていない（丙A227の1～3）。
- (c) 政府の中央防災会議が2006（平成18）年1月に公表した日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する報告書において、具体的な防災対象として「長期評価の見解」は採用されておらず（乙A9・4、6、9及び14頁）、また、福島県においても、津波想定において「長期評価の見解」を前提としていない（乙10）。
- (d) 「長期評価」は、海溝寄り領域を北部と南部に区別することなく津波地震の発生を検討したものであるが、2002（平成14）年に公表された土木学会の論文（丙B19の1～2）によれば、実地調査の結果、少なくとも海溝寄り領域の北部と南部とでは地体構造を異にしており、一体とみることはできないこと、福島県沖を含む南部領域では津波地震を引き起こすとされていた海底構造が存在しないことが確認されつつあり（丙B18）、「長期評価」の理学的裏付けは乏しい状態にあった。

---

<sup>14</sup> 「長期評価の見解」とは、「地震本部が長期評価において示した、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこにおいてもマグニチュード8クラスの地震が起こる可能性があるとの指摘」をいう（一審被告東電準備書面（3）7頁）。

c 一審原告らが主張する「2008年推計」（上記主張②）は、一審被告東電が訴外東電設計株式会社（以下「東電設計」という。）をして、2008（平成20）年1月から4月にかけて実施させた試算のことである。

しかしながら、そもそも2008年推計は、ひとまず一審被告東電の社内で議論を行う前提として、「長期評価の見解」を取り入れた場合に津波試算結果がどの程度になるかを把握するための、内部検討用の資料に用いるためのものに過ぎない。

一審被告東電は、東電設計より2008年推計の報告を受けているものの、そもそも上記のとおり2008年推計の前提となる「長期評価の見解」自体に地震学的な信用性がなく、また、2008年推計において用いられた明治三陸地震の波源を移動させて試算するとの手法も土木学会の解析手法との間でかなりの乖離があったことから、2008年推計の結果を直ちに相当な可能性のあるリスクとみなすことには時期尚早であった（丙B115の1・44頁、127頁、丙B115の2・183頁）。

したがって、2008年推計も、本件事故をもたらすような津波地震の発生に対する一審被告東電の予見可能性を基礎づけるものではない。

(f) 上記科学的知見に照らした予見可能性の有無及び程度

本件事故をもたらすような津波地震の発生に対する予見可能性の有無は、本件事故当時の科学的知見の状況に大きく左右される。

上記「(7)」のとおり、本件事故前における地震学に関する科学的知見からすれば、本件事故前の時点において、本件事故をもたらすような津波地震は発生しないと考えられていた。

また、「長期評価の見解」も、これを取り入れた津波試算結果である「2008年推計」も、精度及び確度は低く、地震学的に信用性のある見解ではない。実際、本件地震は、これらの予測が示したような津波地震が福島県沖で発生したものではない。

したがって、本件事故当時において、一審被告東電には、重過失を根拠づける「予見可能性」はなく、仮に当該予見可能性を認める余地があるとしても、それは「理論的には否定できない」といった極めて抽象的な予見可能性に留まる。

### (3) 結果回避措置について

#### ア 一審原告らの主張

一審原告らは、本件事故に関する一審被告東電の結果回避措置について、概要、以下のように述べる（一審原告ら控訴理由書（責任論②）32～44頁）。

- ① 一審被告東電は、安全側に立ち、明治三陸、昭和三陸、貞観、慶長などの過去の大津波も想定して、万が一にも同程度の津波が襲ってきても原子炉と冷却装置の安全を確保しシビアアクシデントを起こさせないような敷地高さを設定すべきであったのに、これを行わなかった（一審原告ら控訴理由書（責任論②）32～33頁）。
- ② 一審被告東電は、1991（平成3）年10月30日に発生した本件原発の1号機においてタービン建屋に海水が流入し、非常用電源が水没して機能喪失したという事象（以下「平成3年溢水事故」）が発生したにもかかわらず、十分な安全対策を行わなかった（一審原告ら控訴理由書（責任論②）33頁）。

- ③ 一審被告東電は、1992（平成4）年に原子炉安全基準専門部会の共通問題懇談会が提出した報告書において、原子力事業者に対しシビアアクシデント対策を行うことを求めているにもかかわらず、十分な安全対策を行わなかった（一審原告ら控訴理由書（責任論②）33～35頁）。
- ④ 一審被告東電は、1993（平成5）年7月に発生した北海道南西沖地震を受けてエネルギー庁が求めた津波想定の見直しに対し、1994（平成6）年3月に津波を過小評価した報告書を提出した（一審原告ら控訴理由書（責任論②）35頁）。
- ⑤ 一審被告東電は、電事連を通じて建設省へ圧力をかけることで、4省庁報告書において示された想定津波の考え方を7省庁手引きにおいて変更させるなどした（一審原告ら控訴理由書（責任論②）36頁）。
- ⑥ 一審被告東電は、1997（平成9）年6月に通産省が電事連総合部会において、津波想定方法について「二倍誤差」を想定するよう指示しているところ、本件原発の冷却ポンプは1.2倍誤差の試算ですら水没することが判明したにもかかわらず、何ら対策を講じなかった（一審原告ら控訴理由書（責任論②）36～37頁）。
- ⑦ 一審被告東電は、7省庁手引きの津波想定方法では「多くの原子力発電所で津波高がポンプ高を超える」ことから、想定津波高がポンプ高を超えないような算定方法にすべく、通産省顧問へ根回しするとともに、土木学会津波評価部会によってオーソライズするよう画策し、その結果、土木学会による2002（平成14）年津波評価技術では、福島県沖の津波地震が発生することを検討せず、想定する地震を既往最大に留めるとともに、安全率を1倍

に留めることとなった。また、一審被告東電が自らの試算結果に基づき行った対策は、本件原発の6号機非常用ポンプを僅か20cmかさ上げしたというだけの不十分なものであった（以上につき一審原告ら控訴理由書（責任論②）37頁）。

- ⑧ 一審被告東電は、(i) 2002（平成14）年8月の長期評価を受けた保安院による想定津波再計算の求めを拒絶し、(ii) 2004（平成16）年スマトラ島沖津波によるマドラス原発事故の教訓を活かしておらず、また、(iii) 2006（平成18）年に原子力安全基盤機構が立ち上げた「溢水勉強会」に対し、本件原発が浸水に対して極めて脆弱であり、津波の襲来により過酷事故が起こり得ることを自ら報告したにもかかわらず、津波対策を取らなかった（一審原告ら控訴理由書（責任論②）38～39頁）。
- ⑨ 一審被告東電は、保安院による2006（平成18）年の耐震バックチェックに対し、バックチェック試算結果に基づく津波対策を先送りにし、また、2006（平成18）年バックチェック試算結果に基づく津波対策を先送りするための時間稼ぎとして土木学会に検討を依頼するなどして、津波対策を怠った（一審原告ら控訴理由書（責任論②）39～40頁）。
- ⑩ 一審被告東電は、市民団体による津波対策の要請及び2007（平成19）年7月19日に福島県による耐震安全性の確保・向上の取り組みの要請を無視した（一審原告ら控訴理由書（責任論②）41～42頁）。

イ 本件事故前の一審被告東電の本件原発に対する津波対策（結果回避措置の内容・程度）

(7) 全体的な反論

a 上記「(2)イ(i)」のとおり、仮に、一審被告東電に予見可能性が認められるとしても、その程度は「理論的には否定できない」という程度の抽象的なものに留まる。そのような場合には、具体的な結果回避措置が観念できないため、それに対していかなる措置を講じるかについてもある程度行為者の裁量に委ねざるをえない。原子力発電所においても、どのような安全対策を講じるかについては、人員・財源の限界、当該原子力発電所の立地点における個別具体的状況、想定される各リスク要因の切迫性等を踏まえ、全体的なバランスや優先度を考慮して総合的に判断される必要がある。

特に、日本においては、津波よりも地震による被害が圧倒的に多く、2007（平成19）年の新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、耐震性の再検討や対策が急務かつ最優先事項となっていた。

このような点を踏まえ、いかなる津波対策を講じるのかについては、一審被告東電にある程度の裁量が認められる。

b 原判決も認定するとおり、一審被告東電は、7省庁手引きにおいて示されている地震地体構造的見地から想定される地震津波が取り扱われる等の最新の考え方を踏まえ、十分に検討し、必要に応じて参考とすることにするとともに、津波評価のための新たな指針策定の必要性を認識した上で、通産省から指摘を受けた合理的な評価が難しい安全裕度やばらつきの議論などのほか、水に弱い施設については耐水性を高めるための検討について、電力共通研究の実施により技術的検討をすることにしてきた等、政府の方針にも沿った対応を講じていた（原判決474～476頁）。このような一審被告東電の対応に不合理な点はなく、上記裁量を逸脱するものではない。

c したがって、一審被告東電には結果回避義務の違反はない。



#### (イ) 敷地高さの設定（上記主張①に対する反論）

一審原告らは、本件原発の設置許可申請時において、一審被告東電は女川原発の設置許可申請の際と同様に、安全側に立って明治三陸、昭和三陸、貞観、慶長等の過去の大津波を想定してシビアアクシデントを生じさせないような敷地高さを設定すべきであったと主張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）32～33頁）。

しかし、三陸地方に所在する女川原発と福島県に所在する本件原発では、当然のことながら、予見すべき地震・津波の対象も異なる。この点、上記「(2)イ」のとおり、本件事故時点の科学的知見では、本件地震が発生した領域（福島県沖）において、本件地震以前に、マグニチュード8クラスの地震が発生した記録はなく（例えば、甲A26の3・2-26頁を見ると、北から延びる既往津波の波源域の分布が福島県沖海溝沿いの手前で陸側に大きくクランクしていることが見て取れる。なお、明治三陸、昭和三陸、慶長三陸は、いずれも三陸沖から宮城県沖で発生した地震である。）、本件原発において、明治三陸、昭和三陸、貞観、慶長等の過去の大津波と同程度の津波が発生することは、本件事故時点の科学的知見をもってしても予見することはできなかった。ましてや、本件原発の設置許可申請時（つまり、1966（昭和41）年当時）の科学的知見<sup>15</sup>からすれば、これらを予見することは一層困難であった。そして、本件原発の敷地の場所は、最も具体的なリスクと考えられる地震に備え、岩盤の安定性を考慮して決定しており、本件原発の設置許可申請について、法令やその趣旨に反する事実はない。

---

<sup>15</sup> 例えば、現在では常識とも考えられているプレートテクトニクス理論（地球の様々な変動の原動力を地球の全表面を覆う十数枚の岩盤（プレート）の運動に求め、そのプレートの境界部に様々な変動が生じることにより、地震等が発生するとの考え方）が登場したのは、1960年代の後期であって、本件原発の設置許可申請時の科学的知見とはいえない。

(ウ) 平成3年溢水事故（上記主張②に対する反論）

a 一審原告らは、平成3年溢水事故が発生したにもかかわらず、一審被告東電は十分な安全対策を行わなかったと主張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）33頁）。

b しかし、平成3年溢水事故は、床下に埋設されていた補機冷却水系海水配管の損傷による海水漏えいによって内部溢水が生じたというものであり（乙A59）、このような内部溢水とは全く異なる自然現象であり、かつ外的要因である津波に関してまで、安全対策を講じなければならない具体的な結果回避義務を基礎づけるものではない。

c また、一審被告東電は、平成3年溢水事故の教訓も踏まえて、より一層の安全性・信頼性を向上させるという観点から、本件事故の発生前の時点において、主として以下のような内部溢水対策を講じている（乙A4の1・福島原子力事故調査報告書38頁）。

- (a) 原子炉建屋開口部への堰の設置
- (b) 原子炉建屋1階電線貫通部トレンチハッチの水密化
- (c) 原子炉建屋最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化
- (d) タービン建屋内の非常用電気品室エリアの堰の嵩上げ
- (e) 非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化
- (f) 復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知器の設置等

(エ) シビアアクシデント対策（上記主張③に対する反論）

a 一審原告らは、1992（平成4）年に原子炉安全基準専門部会の共通問題懇談会が提出した報告書において、原子力事業者に対しシビアアクシデント対策を行うことを求めているにもかかわらず、一審被

告東電が十分な安全対策を行わなかったなどと主張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）33～35頁）。

- b しかし、同報告書は、一般論として「原子力事業者に対し、自主的にシビアアクシデント対策を整備することを要請するもの」にすぎない。そうであるにもかかわらず、本件事故をもたらすような津波地震の発生が「理論的には否定できない」といった極めて抽象的なレベルの予見ができるにとどまる状況下において、「設定基準事象を超える事態に備えるため、安全余裕や安全設計上の想定以上に対策を取る」といわれても、具体的に如何なる津波対策をとることをもって、本件事故をもたらすような津波地震に対する「十分な安全対策」といい得るのか不明である。したがって、同報告書をもって、予見可能性を前提とした具体的な結果回避義務が生じるものではない。

なお、一審被告東電が行ったシビアアクシデント対策の内容については、既に一審被告東電が原審において提出した準備書面（3）81頁に記載したとおりである。

- (オ) 1994（平成6）年3月の安全性評価結果報告（上記主張④に対する反論）

- a 一審原告らは、一審被告東電が、1994（平成6）年3月、エネルギー庁に対して、津波を過小評価した報告書を提出したと主張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）35頁）。

- b エネルギー庁は、1993（平成5）年7月に北海道南西沖地震が発生したことを受け、電気事業者に対し津波安全性評価の実施を指示した。これを受け、一審被告東電は、文献調査による既往津波の抽出や簡易予測方式により津波水位の予測等を実施し、同方式による津波

水位が相対的に大きい津波について数値解析を行った。当該解析においては、三陸沖から房総沖で発生した比較的規模の大きい津波のうち、敷地及び敷地周辺に比較的大きな痕跡高を残したと考えられる慶長三陸及び延宝房総に加え、外国沿岸で発生し、敷地及び敷地周辺に最も大きな痕跡高を残した1960（昭和35）年のチリ地震津波をシミュレーションの対象とした。その結果、本件原発に襲撃する最大の津波は、チリ地震津波級の津波であるとの結果が得られ、朔望平均満潮位（O. P. +1. 359メートル）の時点で当該津波が来ても、最高水位はO. P. +3. 5メートル程度にしかならず、本件事故を惹起する程度ではないことが確認された。

一審被告東電は、1994（平成6）年3月、この解析を踏まえてエネルギー庁に対して安全性評価結果報告書を提出した（以上、乙A4の1・福島原発事故調査報告書17頁及び乙198・平成6年3月付け「福島第一・第二原子力発電所 津波の検討について」）。

上記のとおり、この解析は、津波高さに関する文献調査及び当時の科学的知見に基づき、三陸沖から房総沖で過去に発生した大規模津波及び世界最大級の津波を対象としたシミュレーションに基づき、本件原発に襲撃する最大の津波最高水位を評価したものであり、津波を過小評価したものではない。

(カ) 4省庁報告書と7省庁手引き（上記主張⑤に対する反論）

- a 一審原告らは、4省庁報告書の記載内容を受けて、一審被告東電が電事連を通じて建設省に圧力をかけたことにより、7省庁手引きにおいて「常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波として設定するものとする」という表現が「常に安全側の発想から対象津波を選定することが望ましい」という表現に変更されたなどと主

張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）36頁）。

- b しかしながら、一審被告東電が「電事連を通じて建設省へ圧力をかけた」という事実はない。また、そもそも、7省庁手引きにおいては「常に安全側の発想から沿岸津波水位のより大きい方を対象津波として設定するものとする」という4省庁報告書の表現が維持されており、一審原告らの主張は端的に誤りである（甲A23・7省庁手引き30頁、甲A25の1・4省庁報告書42頁）。

(4) 4省庁報告書、数値解析の誤差の補正及び「津波評価技術」との関係  
（上記主張⑥に対する反論）

- a 一審原告らの主張は、政府が1997（平成9）年に、電力会社に対し、専門家の意見を踏まえ、現状の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるのか、さらにその対策として何が考えられるかを要請したにもかかわらず、一審被告東電は、本件原発の冷却ポンプが1.2倍誤差の試算においてすら水没する状態のまま、何ら対策を講じなかったというものである（一審原告ら控訴理由書（責任論②）36～37頁）。

- b しかしながら、上記の「現状の数値解析の2倍で津波高さを評価」することの要請は、4省庁報告書における数値計算上の大幅な誤差の補正を求めたものに過ぎない。これは、4省庁報告書において、「本調査の津波数値解析は、『対象津波による沿岸部での津波の傾向を概略的に把握する』ことを目的として実施するものである。このため、自治体等が具体的な津波対策を実施する際には、より詳細な津波数値解析を実施することを想定しており、本数値解析の結果を直接津波対策の設計条件に適用するものとしては位置づけていない」としている

ことから明らかである（甲A25の1・168頁）。

また、そもそも想定津波の不確実性には、かかる数値計算上の誤差だけではなく、波源設定の不確実性や海底地形、海岸地形等のデータの不確実性といった誤差もあることから、単に数値計算上の誤差のみを考慮すれば足りるというものではない。

このように、4省庁報告書における想定津波の計算方法には、想定津波の不確実性も考慮して総合的に調整する必要があった。そこで、一審被告東電を含む電力会社10社が原子力施設の津波に対する安全性評価技術の体系化及び標準化を委託した土木学会は、地震学及び津波研究に関する第一人者を結集し、断層パラメータを合理的範囲内で変化させた数値計算を多数実施し（パラメータスタディ）、その中から評価地点に最も影響を与える波源を設定するという手法を用い、2002（平成14）年2月に、原子力発電所の設計想定津波の設定に関し、波源モデルの設定及び数値計算手法の標準的方法をとりまとめた「津波評価技術」（甲A26）を刊行した。

c 以上のとおり、一審被告東電は、政府による想定津波の設定に係る解析手法の見直しに対し何らの対応もしなかったのではなく、むしろ、土木学会に依頼し、より精緻かつ正確な想定津波の解析手法を確立させ、「津波評価技術」の刊行に至ったのである（以上につき、一審被告東電が原審において提出した準備書面（3）38～52頁及び準備書面（11）19～23頁）。

(ウ) 「津波評価技術」に関する一審原告らの理解の決定的な誤り（上記主張⑦に対する反論）

a 一審原告らは、土木学会・津波評価部会の編成が偏ったものであり、

一審被告東電を含む電力会社が土木学会・津波評価部会での議論や結論に不当な誘導や働きかけを行ったかのような主張をしているが（一審原告ら控訴理由書（責任論②）37頁）、全くの事実無根である。

- b 「津波評価技術」は、国際原子力機関（IAEA）が本件事故後の2011（平成23）年11月に発表した「Safety standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)”」の中でIAEA基準に適合する例として参照しており（乙A6・113～119頁）、また、米国原子力規制委員会（USNRC）が2009（平成21）年に作成した布告書において「津波評価技術」の手法を引用し「世界で最も進歩しているアプローチに数えられる」と紹介する等（乙A7・59頁）、国際的にも十分な科学的合理性を有するものとして認められている。

また、土木学会・津波評価部会の委員に一審被告東電を含む電力会社の従業員が一部含まれていることについても、当該委員らは原子力発電所の安全を担う専門家として、原子力発電所の計画・設計に当たって必要な数値や注意事項を実務家の視点から検討するために参加していたのであって、「津波評価技術」の策定や内容に不当な影響を与えたことは一切ない。

- c なお、一審原告らは、「津波評価技術」では想定する地震を既往最大に留めており、また、一審被告東電が自らの試算結果に基づき行った対策は、本件原発の6号機非常用ポンプの僅か20cmのかさ上げにとどまる不十分なものと主張している（一審原告ら控訴理由書（責任論②）37頁）。しかしながら、実際には、上記のパラメータスタ

ディを経ることにより、算出される設計想定津波は評価対象地点における過去（既往）最大津波に対して平均的に2倍程度の裕度を持つことが確認されている。このように「津波評価技術」の想定する津波は十分な裕度を持つため、敷地高が算定結果を上回っていれば、津波対策としてさらなる裕度を求められることはなかったことから、かかる一審原告らの主張も明らかに誤っている。（以上、甲A26の2・1-1～1-7頁、甲A26の3・2-2～2-209頁）

㌻) 2002（平成14）年から2006（平成18）年までの知見の進展等（上記主張⑧及び⑨に対する反論）

以下の理由から、一審原告らの上記主張⑧及び⑨は、いずれも、一審被告東電の重過失を基礎づけるものではない（一審被告東電が原審において提出した準備書面（3）60～72頁も参照）。

- a 上記「(2)イ(ア) b」にも示したが、一審原告らが依拠する「長期評価」には、以下のとおり、原子力事業者がこれに基づいて津波対策措置を講じなければならない義務を負う程度の信用性はない。
- b スマトラ島沖地震については、同地震はいくつかの陸寄りの領域で地震が複数連動したものであり、海溝寄りの領域と陸寄りの領域とで異なるタイプの地震が連動して発生した本件地震とは性質が異なる（甲A3・304頁）。そのため、これをもって一審被告東電において本件事故をもたらすような津波地震の発生を予見し得たということとはできない。
- c 溢水勉強会は、配管破断による内部溢水、津波による外部溢水を問わず、一定の溢水が生じたと「仮定」して溢水の経路や安全機器の影



響の度合い等を検証したものであり（乙A14）、外部溢水の前提となる想定外津波の発生可能性については検討されていない。また、溢水勉強会での検討結果に対し、保安院も「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」と評している（乙A16・1頁）。そのため、溢水勉強会によって、一審被告東電に具体的な津波対策措置を講じなければならない義務を生じさせると評価することはできない。

d なお、一審被告東電が耐震バックチェック試算結果に基づく津波対策を先送りにするため、時間稼ぎとして土木学会に検討を依頼する方針を指示したという事実はない。一審被告東電は、2006（平成18）年10月に行われた保安院の事業者に対する一括ヒアリングの時点で、最新の津波評価（O. P. +5.7メートル）に基づき既にポンプ用電動機のかさ上げを終えているが、さらなる安全性積み増しの見地から、土木学会に対し、当時まだ知見の確立していなかった福島県沖海溝沿い領域における波源モデルの設定等について審議を依頼し、その結論次第によっては直ちに必要な対策を講じる予定であった（丙B115の2・52～54頁）。すなわち、一審被告東電が土木学会に検討を依頼したのは、安全性の「さらなる向上」を目的とするものであり、時間稼ぎ目的ではない。

(c) 市民団体の申入れと本件事故との関連性はない（上記主張⑩に対する反論）

a 一審原告らは、一審被告東電が市民団体による津波対策に係る申入れを無視したと主張する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）41～42頁）。

b 原判決も認定するとおり、市民団体からの津波対策に係る申入れは、

チリ津波級の津波に伴う引き潮、高潮が発生した場合に本件原発の安全性が確保できないとして、その対策を求めるものにとどまっており、「長期評価」に基づく対策を求めるものではない。そのため、市民団体からの申入れと本件事故との関連性はない（原判決477頁）。

なお、「長期評価」には原子力事業者がこれに基づいた津波対策措置を講じなければならない義務を負う程度の信用性がないことについては、繰り返し指摘しているとおりである。

3 万一、一審被告東電に何らかの重過失が認められるとしても、一審原告らにおいてこれを基礎づける具体的な根拠事実を認識できたとの立証がなされていない

上記「第2・2(2)」のとおり、仮に無過失賠償責任制度の下において、例外的に、賠償責任者側の主観的事情を慰謝料算定に当たって考慮要素とするとしても、① 一審被告東電に故意又は故意と同視できる重過失があることに加え、② 一審原告らが当該故意又は重過失を基礎づける具体的な根拠事実を認識可能であって、当該認識により一審原告らの精神的苦痛に有意な影響が生じたことが具体的に主張立証されなければならない。

本件事故の予見可能性及び結果回避可能性については、地震学や津波研究といった、科学的・技術的・専門的な観点からの多角的な検討を要する。

そのため、万一、一審被告東電に何らかの重過失が認められるとしても、当該重過失を基礎づける具体的な根拠事実が一審原告らにおいて認識可能であるとは考え難く、一審原告らにおいて、当該認識が可能であったとの立証は何ら行われていない。

#### 4 本件事故後の一審被告東電の態度に関し、慰謝料を増額するに値する程度の「不誠実な態度」が認められることもない

##### (1) 情報隠蔽に関する一審原告らの主張について（一審原告ら控訴理由書（責任論②）46～53頁に対する反論）

一審原告らは、一審被告東電が本件事故後において情報を隠蔽した、あるいは安全対策を怠ったと主張している（一審原告ら控訴理由書（責任論②）46～53頁）。

「隠蔽」とは、事の真相などを故意に覆い隠すことを意味するところ、一審被告東電が本件事故に関する事実関係について、故意に、覆い隠したとの事実はない。

一審被告東電において、未曾有の本件事故の発生を前にして、大量の情報の整理に時間を要したことや、開示内容に不足が生じうることもあったかもしれない。しかし、一審被告東電は、炉心溶融に関しては、新潟県と合同で報告書をまとめており（乙A199）、廃炉作業に関しては、自社の廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議はもちろんのこと（乙A200）<sup>16</sup>、第三者機関である原子力規制委員会の特定原子力施設監視・評価検討会においても審議経過を示すなど（乙A201）<sup>17</sup>、一審被告東電が故意に事の真相を覆い隠そうとするものではなく、これをもって「隠蔽」と評価されるべきではない。

##### (2) 井済の抗弁について（一審原告ら控訴理由書（責任論②）53～55頁

---

<sup>16</sup> [https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap\\_progress/2022-j.html](https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/2022-j.html)

<sup>17</sup> [https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/tokutei\\_kanshi/index.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/tokutei_kanshi/index.html)

### に対する反論)

一審原告らは、本件で一審被告東電が弁済の抗弁を主張したことが、「不誠実を乗り越えて背信的」「一般の取引通念に反したとんでもない主張」であるなどと非難する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）53～55頁）。

しかしながら、本件訴訟は、一審被告東電が、自主賠償基準に基づき十分な金額の賠償金を支払っているにもかかわらず、一審原告らがそれを超えて損害が発生しているとして追加の慰謝料の支払いを求めている事案である。そうであれば、その「超えている部分」があることについては、当然に、一審原告らで主張・立証すべき事項である。弁済の抗弁とは、一審原告らに生じた精神的損害と財産的損害の総額が、一審被告が支払った賠償金の総額を超えないのであれば、費目の別を問わず、また、世帯構成員間で、充当される必要があるという極めて合理的な主張であり、かつ、自主賠償やADR手続きを通じて既に支払った賠償金の返還を求めるものではないため、合意に反する「蒸し返し」の主張でもない。このように、弁済の抗弁は、民事訴訟制度で認められた正当な防御権の行使、すなわち、裁判を受ける権利（憲法32条）の行使そのものであって、一審原告らから「背信的」などといったレッテルを貼られた上で、非難されるいわれは全くない。

なお、弁済の抗弁については、本件事故に関する同種の裁判例（東京高判令和令和3年2月19日。なお、当該判決は既に確定している）において、「同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的

損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる」とし、「一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる」「避難生活による慰謝料に対する弁済としてされた支払いも、それ以外の精神的損害に対する慰謝料に対する弁済としてされた支払いも1個の損害賠償請求権に対する弁済であるとして抗弁の成否を判断すべき」と判示し、これを認めている。また、一審被告東電の弁済の抗弁が時機に後れた防御方法ではないこと、弁済の抗弁が認められるべきことについては、一審被告東電の控訴理由書60頁以下のとおりである。

(3) ADR和解手続について（一審原告ら控訴理由書（責任論②）55～59頁に対する反論）

ア 一審原告らは、一審被告東電がADR手続の一部において、和解に応じなかったことをもって不誠実であると非難する（一審原告ら控訴理由書（責任論②）55～59頁に対する反論）。

イ しかしながら、ADR手続において請求されたものが、本件事故との間に相当因果関係が認められない場合や、損害の発生を基礎づける資料がない場合等、ADRにおいて和解に応じない状況も当然にあり得る。

また、一審原告らは、小網木地区ADR、福島市大波・雪内地区ADR、相馬市玉野地区ADR等、一審原告らとは関係しない者との間のADR手続について言及しているが、これらが如何なる理由をもって一審原告らとの関係で精神的苦痛を生じさせたのか不明である。 以上